

平成30年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

平成30年8月31日（金）13時30分～16時

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

峰島委員、竹村委員、大谷委員、深尾委員、吉村委員、市川委員、岡委員、奴賀委員、河村委員、安藤委員、稲田委員、荻野江委員、前川委員、大菅委員

■欠席委員：

松島委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

小西主席参事

■事務局：

健康福祉部	西部長
障害福祉課	黒川課長、松本参事、三浦係長、山本主任
発達支援センター	田中所長、小林副所長、倉田所長補佐

■情報提供：

滋賀県障害福祉課 清水係長

■傍聴者：

なし

1 開会

【西健康福祉部長】

健康福祉部長の西でございます。「草津市障害者施策推進審議会」の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者施策の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。また、委員の皆様方におかれましては、「第2次草津市障害者計画」および「第5期草津市障害福祉計画、第1期草津市障害児福祉計画」の策定にあたり、貴重な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、無事に計画を策定することができました。

さて、障害者計画の基本となります国の障害者基本計画は、平成30年3月に「第4次障害者基本計画」として閣議決定がなされました。その中で、障害者基本法の目的の達成

はもちろんのこと、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会など、目指すべき社会の姿を念頭に置き、その実現に向け取り組みを進めていくことが重要としています。

草津市におきましても、計画の基本理念として掲げる「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津」の実現を目指し、引き続き、障害者施策の充実に向けて各事業を着実に進めてまいります。

本日の審議会では、平成29年度を最終年度としておりました、「草津市障害者計画（後期計画）」および「第4期草津市障害福祉計画」の実績の確認や取り組みへの御意見をいただきたいと考えております。

本市の障害者施策の推進のため、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本日は、15名中14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

それでは審議会の進行を規則に基づきまして会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害者福祉の動向について

【事務局】

資料1に基づき説明

【会長】

草津の障害福祉の動向について説明していただきました。質問等があればどうぞ。

【委員】

4ページで、手帳を持っている人が増えているにも関わらず、平成29年度は知的障害者が減っていますね。たまたま転出入の関係で減っているのか、それともほかに理由があるのか。一般的には発達障害や学習障害の関係で知的障害の手帳をもらう人が増えていると聞いていますが、何か傾向がありますか。

【事務局】

療育手帳の所持者数は近年増加傾向にはなっているのですが、平成29年度については過去に転出された方で台帳に残っている方がおり、整理をさせていただいた関係で人数が減っております。

【会長】

事務上の関係ということですね。特に減る傾向でずっといくというわけではないということですね。わかりました。

【委員】

6ページの身体障害者手帳所持者数の年齢別のところで、60歳以上が77.4%で数自体は減ってきているのかどうか。全体の割合の関係、人口との割合の関係が何とも言えないのですが、これは60歳を過ぎて手帳を取る人が増えてきているということなのか、あるいは順番に年を重ねて増えてきているのかというのはわかりますか。

【事務局】

どちらも存在しておりまして、高齢になってから手帳を取られる方もおられますし、過去に手帳を取られた方で加齢が加わっている方もおられ、相対的に数は増えている状況です。

【会長】

数自体は増えている。亡くなっている方よりも手帳を取られる方のほうが多いということですね。

【委員】

介護保険を使うようになったから障害者手帳はいらないとか、そういう人は出てきていますか。

【事務局】

介護保険を使うようになって、手帳を取られる方もおられます。介護保険と障害福祉の中で同種サービスは介護保険優先という形ではありますが、障害福祉固有のサービスについては介護保険に上乘せして適用されておりますので、あえて返還はされておられません。

【委員】

今の内容に関連して、障害福祉サービスの中でやっていた外出支援が、介護保険ではないということで困っているという話を聞いたのですが、それは障害者手帳があればやっていただけるということですか。

【事務局】

基本的に介護保険のサービスに外出支援はありませんが、障害福祉サービスとして移動支援を使っていた方であれば、65歳を超えた方であっても外出支援が必要ということをやアマネージャーの方に整理していただいた上で手続きをしていただければ、移動支援を利用していただくことは可能です。

【委員】

前回の福祉計画を作る時にも議論になったのですが、発達障害の人数や動きには、特に顕著な傾向はあるのか。保育園、幼稚園、特別支援学級に在籍している人数は必ずしも手帳の数とは一致しないのではないかと思います。例えば学校を卒業したら療育手帳の方にまわっているとか、精神保健福祉手帳の方にまわっているとか、そのような傾向はわかりますか。

【事務局】

精神障害者保健福祉手帳所持者における発達障害者の割合は把握しておりません。保育園、幼稚園、特別支援学級の在籍者のデータですが、こちらには知的障害の方もかなり含まれておりまして、発達支援センターで相談を受けている相談者数、発達障害のみの方についても大きく増加しているとか減少しているとかという傾向はありません。

【会長】

全体には伸びているとは思いますが、顕著に大きく変化があるとかそういうことはないのです。データからいくと大人は少し減っているところもあるが、子どもはこれから増える傾向はかなりありそうですね。

【委員】

階層別で60歳以上ということになっているが、今の時代にそぐわないのではないかと。定年も65歳という基準になっているので、どこかの時点で65歳を基準にしてもらいたい。

それからもう1点、介護保険が無条件に1割負担ということになり、例えば同行援護にしても負担なしの人もおられますので、できるだけ介護保険は使いたくないが、市の方から、これは国の負担になるということで、できるだけ介護保険を使わされるというか、勧められるということもありますので、できるだけ手帳を持つようにして利用するようにさせてもらっている。

【会長】

年齢階層別は、65歳以上にならないのですか。これは何とかしてほしいのですが。

【事務局】

委員からも御指摘ありましたが、今の資料は10歳刻みで数を出していますので、どうしても60歳以上になってしまうのですが、これから介護保険との連携もありますことから、次のデータから10歳ごとの刻みではありますけど、65歳以上からの数も出すように改善していきたいと考えております。

【会長】

基本的には厚生労働省の関係で数値を扱いますので、65歳以上にしてください。

(2) 草津市障害者計画（後期計画）の事業実績について

【事務局】

資料 2-1、2-2 に基づき説明

【委員】

人によってだいぶ違うのかもしれませんが、障害者の中には我々が訪問してもなかなか対応してくれない人が結構います。そういう意味で民生委員がなかなか入っていない部分もありまして、苦勞していることがあります。

【会長】

全般的には行政の施策あるいは民生委員の活動の中でつかめない障害者がどれくらいいるのかとか、そういう人たちにどのような支援をしたらいいのかということですが。孤立化防止になるのですかね。

【事務局】

孤立化防止や災害時要援護者等すべてにかかってくる問題かと思いますが、各種団体の協力を得て行っている孤立化防止活動、訪問についても、対象の方の同意に基づき実施しています。災害時要援護者の方についても手挙げ方式という形で登録いただいています。

障害のある方の中には、障害を他の人に知られたくないという考えの方も当然おられます。本来はそうやって周りとの関わりを閉ざされる方に入っていかなければならないのですが、どうしても個人情報の問題や本人の同意とか、そういう部分の話が出てきますので、民生委員の方には負担をかけているのですが、障害でも特に精神の方についてはその傾向が強いということがあります。災害の場合とかも結局は御近所さんのヘルプというか共助が重要になりますので、市としてもできるだけ、障害を隠さずに制度に登録していただくようお願いしているところではありますが、訪問とかを拒否される方もかなりの数おられます。

【会長】

困っていますかとかいうのをよく聞くわけですが、困っていますかというのを初対面の人に聞かれたらどのような気持ちになるかというような視点で考えると、弱みを初めての人にスツと言うことができるのかということになるし、弱みを出すという形になりますので、たぶんその意味ではそう簡単にいかないだろうと。孤立化防止のところでは、そういう聞き方はしないって話をして、相談の援助技術なども少し勉強しながらやるのですが、この人なら話してもいいだろうと思われるような関係にどうすればなるのかという視点で考えていただいています。だからそんな簡単にいくとは思わないで、2、3回行ってもつっけんどんにされたっていうのは、それは相談者の技術ではないところで、今までの関係からいくとそんな簡単に心を開いてくれるような状況にはなかなかならないということをは是非考えていただきたい。ただこのような人達が、まだまだいるということも事実でありますので、安否確認も含めてつっけんどんにされるけど、これ自体は重要なことでもありますので、是非継続していただきたいと思います。

【委員】

民生委員の方からお話がありましたとおり、当事者に対しては、なかなか本音を話してもらうことはできないと思います。よほど仲間づくりができていない限りは、そういった問い合わせに対して応えてもらうことは難しい。だから、私達同じ仲間の1人として地域に相談員がいるのですが、仲間同士、同じ病気・障害がありながらも、なかなか窓を開けてくれない、玄関ドアが開かないというのが実情です。そういったことを考えると、市の評価の中で「今年は計画どおり事業を実施することができました」とあるのですが、先ほど会長がおっしゃったとおり、各課で評価されているので、こういった答えになるのだらうと思いますが、私が知る限りでは、障害者や災害時要援護者の避難所は、草津市にはどこにもないですね。

福祉センターという立派なものがありますが、あれも複合施設であって、まちづくりセンターを利用している渋川の方は、ここが一時的避難場所であるという認識をされている、そういった関係はおられますが、その2階、エレベーターというものが一応ついておりますが、災害時にエレベーターが必ず動くのか、また施設にそういった電源がきちんと出来上がっているのか私は承知していませんが、障害者の施設がせつかくありながら、障害者の避難場所が告示されたことを私は見たことがありません。

例えば、障害者の方は酸素吸入しなければ命が繋がらないという方がたくさんおられると思います。ここにもありますように「共に生きる社会」という言葉を使うならば、そういうことをどこまできめ細やかに、市のほうで対応をいただけるのか。これは予算が伴っており、これだけの資料を出しながら、おられるのは関係する答えの言えない人ばかりだと思います。このような大事な審議会において、担当課がこれだけの必要な項目をあげておきながら、せめて可能性がある方々は出席してほしいと思います。このことは、障害福祉課長を通じて、お伝えいただけることと思いますが。

【会長】

仕組みとしては可能なんですか。たぶん毎回という訳にはいかないと思いますが。

【事務局】

評価をしている193事業の関係課がかなり多いので、一堂に会してというのはなかなか難しい部分在实际ございます。また、障害施策に絡む事業として各課実施しておりますので、基本的には取りまとめ課である障害福祉課が理解すべきことであると考えております。

その中から、先ほどの福祉避難所の件について説明させていただきます。現在、福複センター2階の障害者福祉センターと3階の発達支援センター、そして、ロクハ荘、なごみの郷の4カ所が公設の福祉避難所となっております。あとそれ以外に、障害福祉や介護保険の民間事業所と福祉避難所の協定を結んで、災害が起こった時に、受け入れてもらえますかという形でお話させてもらって、受入れの人員や体制が整っていれば、そこを福祉避難所として開設する形となります。その民間事業所が、30以上ございます。その中で、草津市の災害関係の避難体制ですが、まず各町内会の一時集合場所から、障害の有無に関

ならず、最寄りの小中学校等の広域避難所に避難してくださいという体制になっております。そこで草津市の災害対策本部の中に要援護者支援班というものがございます、その避難されて来られた方の中から特別なケア等が必要な方については、福祉避難所へ移動していただきます。必ずしも最初から地震が起こったら福祉避難所に行ってくださいというものではなく、広域避難所で優先順位の高い方を選んでから、福祉避難所に行くという体制をとっております。周知は足りないかもしれませんが、ホームページには福祉避難所の一覧を載せておりますし、民間事業者と協定を結んだ際には、広報等で周知させていただいております。ただ誤解されるのは、いきなりその事業所に行かれますと、まだ福祉避難所として開設されていない場合もございますので、まずは広域避難所の小学校・中学校の体育館や、地域のまちづくりセンターに来てくださいという体制になっています。それと福祉避難所の電源についてですが、福複センターには非常用電源がございません。要援護者支援班で考えておりますのは、向かいの渋川小学校にある防災倉庫の中に非常用電源の発電機を2機常備しております、その発電機を福複センターのほうに持ってきて、人工呼吸器等で電源が必要な方に対応する予定をしております。

【委員】

本当にそういったことはいつ起こるかわからない、明日起こるということがわかる事案であれば住民のほうも準備ができると思うのですが、自然災害というのはいつ起こるかわからない。そういった時に、まだ周知がされていないに等しいと私は思います。事務局から説明いただいたように、広域避難所は皆さんと同じだと。そこから落ち着いたら福祉避難所に移動していただく。このような話ではございますが、例えば本当にその時に、電源が必要な方が広域避難所に行って、命に関わることになった時にも、適切な対応をしていただきたい。そのような役割を思いますと、やはり心配でたまらない。ロクハ荘であろうと、なごみの郷であろうと、福祉センターであろうと、そういったことをよく考えていただきたい。実質的には福祉センターであっても、エレベーターが止まったら障害者の人は行くのが不便です。たぶん市の職員が行かれないと福祉避難所が開設されないという状態になると思います。それでは遅いのではないのでしょうか。そのへんのことを、ここではできているような表現がしてありますが、再度考えていただきたい。そのような注文をお願いしておきたいと思います。

【会長】

災害時要援護者の登録をした人については、一次的な広域避難所と二次的な福祉避難所としてこういう所があるというのは徹底されているのですか。

【事務局】

災害時要援護者の制度につきましては、自宅から一次集合場所や広域避難所までの避難支援を優先的にするというものです。登録制度の案内にも書いてありますが、登録した支援者も御近所の方が割と多く、皆さん被災される恐れがありますので、登録しても必ず避難時の支援を行えるものではないということ、そういった断り書きをした上で、自宅等から広域避難所までの支援を行うという制度でございます。

【委員】

基本的に、避難所にしても、最寄りの会館やまちづくりセンターは、実質的に施設の職員が準備するのではないのですよ。市の担当者が来られて初めて、例えば、その担当者が県外の方であって、電車が動かない場合は、その鍵を持っている代わりの方が来られない限り、その学区の避難所も準備できない。こういうのが現状なんです。町内会長のほうで、ここが一次集合場所であり、最終的には広域避難所である小学校・中学校にお集まりください、そこに行かなかったらお弁当も水も当たりませんよというPRをさせてもらっているのは、市からではなく、地域なんです。地域が住民の皆さんに年に1回か2回、何らかの方法で御案内させていただいているというのは、約200の町内会全部そうだと思います。そういった状況ですので、私は、せっかく良い施策を推進されているのだから、その周知徹底を草津市が遠慮せずにもっとPRしていくべきではないかということをお願いしたい。

【会長】

広域避難所とその後の福祉避難所のところについてはほとんど周知できていない、広報がされていないということですので、これをどう周知するかという方法は是非考えていただきたい。

【事務局】

委員がおっしゃったように、要援護者だけに限らず良い制度は全体事業として、アピールしていきたいと思います。

【委員】

最初に課題等で挙げていただいております、1-1の「特別支援学校卒業生の進路確保」というところで、本校の生徒は草津市はもちろん、大津市の南部の人も多く、併せて毎年50名近い卒業生がおりますが、この課題について、市のほうで課題としてしているところをもう少し詳しく説明していただけますか。

【事務局】

資料2-1の施策分野1-1に「特別支援学校卒業生の進路先の確保」というのを課題に挙げさせてもらっています。特に、草津養護学校卒業生の進路は様々であり、障害の程度もいろいろ違うので、就労のほうに行かれる方もおられれば、卒業して生活介護事業所に通所される方もおられます。その中で、市として特に課題として思っておりますのが、生活介護事業所に行かれる生徒さんの進路先の確保という部分が大きくあります。

生活介護事業所については、かなり定員がいっぱいで、空きがない状況であり、新たな事業所もなかなか出てこない状況ですが、今後、毎年卒業生はおられますので、そういった事業所の確保に向けて、湖南福祉圏域の4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）でも協議をしているところです。特に市内で生活介護事業所を増やすために、施設整備に対する補助制度等を設けて、新たな事業所の整備を働きかけておりますが、なかなか事業所の

ほうも、最近の介護職員の不足、また土地の確保が難しい等の部分で事業所の整備には至っていないところでございます。

【会長】

障害福祉計画の算定も含めて、数字的には確かそういう人がいないようにするという目標になっていましたが、そのとおりにはいかないということですね。

【事務局】

この4月に卒業された方はまだ進路先があったのですが、来年どうなるのかという部分があります。また、就労の関係も事業所によって作業内容が色々と違いますので、本来であれば、本人がやりたい作業を選んで行けるようになるくらいの選択肢がないといけないので、事業所の数だけではなく、本人の意思を尊重できるように、就労継続支援B型も生活介護も整備を進めていく必要があると考えているところです。

【委員】

是非お願いしたいと思います。特別支援学校に高等部までずっといる子もおりますし、高等部から入ってくる子もおりますが、やっぱり就職は最終的に子ども達が保護者の意見を聞きながら自分で選べる、障害が重い子も自分で選べるというのが、本当に大切なことだと思いますし、そのために高等部に入ってから実習を重ねているというのもありますので、進路決定というところで草津市として頑張っていただきたいと思います。もう1点は、中学校や小学校から転入してくる子のなかに、既に不登校になっている子がおります。高等部に入るときも特別支援学校は、試験を受けた子は皆入っていただきますので、そこで今年も1日、2日しか来られていない子がいるんです。その子に対して、教員がどのようにアプローチしていくかを各関係機関と相談しながら、家庭訪問を重ねているのですが、それでもまだ、卒業する時に家庭から出られない子もおります。特に発達障害をもつ軽度の知的障害の子がその中には多いのですが、その支援と言いますか、把握等も含めて、教員と市の教育委員会がしっかり相談しながら対策を考えていかなければいけないと思っています。

【会長】

これはたぶん3年でけりがつかないので、場合によっては専攻科などを含めて検討してほしい。他のサービスが出席しないと報酬が出ない。学校とは違って、そのへんも含めて是非検討してほしい。

【事務局】

今おっしゃっていただいた話に関連しますが、市の教育委員会でも、庁内の関係部局と連携をとって、切れ目のない支援ということで幼児期から小学校、中学校、今まで私立ですと高校の段階で途切れてしまっていた部分も繋ぐ形で、県立高校や養護学校も巻き込んで、就労までの支援体制の構築を図っています。3年計画でやっておりますので、来年度にはそういった切れ目のない支援、途中で逃さない支援を検討してまいります。

【委員】

実際に養護学校から卒業して、施設に入れない話、数に制限があり、卒業生がどんどん卒業されるので、当然造れば造っただけどんどん入り、足りなくなっている状況であると思います。実際に、昔からある就労継続支援B型事業所や生活介護事業所では、重度の高齢の人が増えていって、今度、介護保険の施設に入りたくて、そこに入っていければ卒業していく人が出てくるのですが、重度すぎて受入れができないとか、実際に起こっているのが、世帯分離をしたら本人の収入だけになるので、本人の収入だけでみればすごい収入が低いので、サービスが全部無料です。障害福祉サービスというのは、でも介護保険というのは必ず1割負担が生じてくるので、実際にそこに共生サービスで移行する受入れだったりとか、本人は今まで60歳、65歳まで何でも無料であったのに、いきなりお金いって言われたら嫌という人がいたりとか、実際にそういうことも起こっているなので、施設を造るだけでは済まない状況にあるように思います。

【会長】

卒業ができないんですね。送り出せない。

【委員】

そうですね。重度の方の施設ほど、もうそこで70歳、80歳の人も当然入って、次、特別養護老人ホームに入れてもらえる状況があれば、また変わるのですが、やっぱり障害があって受け入れられない、認知症の方と変わらないように思うのですが、やっぱりハードルも高かったりするように思います。重度の子どもをもたれる親御さんにとっては造ってほしいと思うのですが、結局、介護保険で特別養護老人ホームをどんどん造られてという状況と同じ構図ができてるように思います。

【会長】

全般的に議論がありますけど、今出ているところでいうと、評価のところの1-1ですね。担当課では○(丸)をつけているけれど、実際に課題等に出されている問題が相当あるということなので、ここの意見としては△(三角)ということですね。かなり担当課の方も認識してほしいというのがありましたので、それは担当課に伝えてください。

【委員】

まず、資料について教えていただきたいのですが、評価については◎(二重丸)と○(丸)と△(三角)があって、それは担当課によって評価すると書いてあります。資料2-2のほうで細かく書いて、それを資料2-1のほうで積み上げているということですが、まず1つはこの評価について基準があるのかどうか。例えば、数値で評価をしているとか、担当課の主観だけでやっているとか、あるいは、その他の方法でやっているとか。色々な方法があると思いますが、その方法と、最終的に資料2-1で評価されているわけですが、平成29年度の評価として、草津市はこの評価を受けてどう評価されたのか教えていただきたいと思います。

【事務局】

まず、資料2-2の担当課の評価につきましては、一定数値で目標値を表しているものについては、例えば数値で「5回開催します」と目標値にあり実績値が「5回前後」であったら○（丸）という形で、数値で目標を評価しているものもあれば、「取り組みます」というのは抽象的になってしまいますが、担当課がどれだけ取り組んだかというその課のなかの判断基準でしておりますので、「このような場合は○（丸）」「ここまでできたら◎（二重丸）」という統一的な基準はございません。

【会長】

先ほどもあったように、どうやって見るかという点で、自分達の自己評価になりますので、それについて自己評価だけではまずいのではないかというのが全体の御意見だろうと思います。ちょっと方法を考えられないですかね。私達はこういう風に評価するけれど、皆さんはどうかということで、利用者全体というわけにはいかないと思いますが、担当課だけの評価にしないという方法でいかないと、私達も含めて担当課の人もそれでは心細いだろうと思います。

【委員】

なぜ質問させてもらったかと言いますと、私は平成29年度から委員をさせていただいて、その時にいただいた資料を見ましたら、答えはほとんど一緒でした。◎（二重丸）は学校教育課が前年度、今年度と◎（二重丸）つけていますので、よほど自信があったんだなど、これは評価したらいいと思います。

ただ、先ほど△（三角）で説明があったのですが、これは△（三角）の評価をするべきかどうか、おかしいなと思ったのが、「住宅で空きがなかったから0でした、だから△（三角）です」とある。そんなもの評価できませんよね。△（三角）で評価したのは「通訳者がおられなかった」。これは仕方ないと思います。その他は「説明して応募者がなかった。0でした。だから評価は△（三角）です。」というのもまた変な話で、応募者がなかったら、別にそれは評価する必要がないのではないかと個人的に思いました。十分説明して、相手さんが理解をされたからおられなかったわけだから、それはそれでいいのではないかと。評価は担当課がしておられますが、そういう面では誰が見ても一定の評価ができるやり方、先ほど会長がおっしゃったようにしておかないと、特にこれは団体さんとかが見られて質問された時に困られるのではないかと。何も手を抜いているとかそんなことと思いますが、結果としてはそういう風に見られてしまうのかなと思いますし、例えば◎（二重丸）は計算してみると2.6%、これはあまりにも低いと思います。市としては1割か2割までもっていくんだという目標をたててもらわないと。障害者計画の策定に私も今回初めて参加させていただきましたが、審議会の委員さんは参加して良いものにしたいという思いで論議をされて、その結果、これやったと言われるとちょっとお粗末かなという気がしますので、できたらこの◎（二重丸）、○（丸）、△（三角）の、市としての大きな目標、やっぱり◎（二重丸）を何パーセントにするのか、そうしないと障害福祉は良くならないと私は思います。言ったら大変難しいとよくよくわかってはいるのですが、何か1つ工夫をしていた

だく必要があるのかなと敢えて言わせていただきました。

【会長】

色んな御意見がありましたけれど、評価をきちっとしていく必要があるだろうというのは、国もそういう方針になっておりますので、そういった点では、作った人が作った物の評価するのはおかしいだろうと、そういった意味では当事者に何らかの意見を聞くとか、評価についてどう思うか、そういったことを工夫してもらえるようにしてほしいという点が1つと、もう1つは、全般的に評価するので、数字で評価することは必要なことであり、段階をつけて評価していくという方法はいいと思いますので、その場合には、この段階を何パーセント以上にするとか、これが本当は基本になるはずですよ。そこも含めて、評価・目標の設定について、改めてできるだけ市民にわかるように検討してほしい。是非、この後期計画等も含めまして、ここでやる前に、皆さん当事者から聞いた評価では、このへんはこうだったとか、市の担当課とズレがありましたとか、そういうものも含めて報告していただけるようにしてもらいたい。

【委員】

基本的には、担当課から資料出されるのであれば実績だけでいいと思います。評価は市民がするものだと思います。これは私の経験からすれば、予算執行は無事終わった、使わせてもらった、ずばり言ってしまえばそういった評価の仕方だと思います。基本的にこういう事業を展開させていただいた、あとは市民の方や関係者が評価させてもらったらいいい。担当課は評価する必要もなければ、評価の理由もいらないと思います。

【会長】

ただ、行政としては自己評価は必要で、次の努力課題を出すというのは必要なので、そういう意味では、これが私達の審議会の評価としては統一したわけではないということは今まで議論されてきたことですので。ただ、今後も含めて考えると、たたき台は出してもらいながらも、当事者や関係者に意見を聞いて、これはやっぱり自己評価だけでは足りないわけですから、自己評価もできるだけ客観化して、目標設定の数値もきちっとする。

それと同時にもう一方で言うと、事前に担当者の評価と関係者の評価がどう違っていたのか、それも含めてここでは審議できるようにしてほしい。

【委員】

今の話のなかで、事前に書面を出してもらって先ほど委員がおっしゃったように担当者にこの場に来てもらって、改めて質問するというのは規定上できるのですか。

【会長】

これは全般にわたる施策になりますので、市のほうから説明がありましたとおり、基本的に市としては、事前に取りまとめはしていますが、それは行政がまとめたものでして、事前にもっと詳しく知りたいことや、対応を聞きたいことが諮れば、それはしたほうがいいと思います。事前に皆さんのところに資料を渡す時に、詳しく知りたいことがあれば、

担当課も含めて、あるいは障害福祉課にその点について事前に聞いてもらうとか、要するに国会でやっているのと似たようなことをやっていただきたいということですね。ちょっと当日だと難しいと思いますので。

【事務局】

わかりました。

【会長】

障害者計画のほうは全般に渡っていますので、まだあると思いますが、一応これで切らせていただきまして、次の協議に移らせていただきます。

(3) 第4期草津市障害福祉計画の事業実績について

【事務局】

資料3に基づき説明

【会長】

これは第4期ですので、基本的には3月に作った第5期のものに対して3月末時点の数字、現状を新たに出してもらったものになります。ですから、この実績がどうかというわけではないのですが、何か質問や意見がありましたらどうぞ。どんな傾向にあるのかということは、これで結構わかると思います。

【委員】

13ページの児童福祉法におけるサービスはこの数字でいくと、新しい事業所ができない限りもういっぱいという感じでしょうか。まだ許容能力があるのかどうか。

【事務局】

事業所の受入れ人数に対して、希望者数がということでしょうか。各サービスごとで異なってくると思うのですが、児童発達支援については、今後民間の事業所が新たに整備されることを聞いていますので、少し受入れが可能になってくると思います。医療型児童発達支援については、県立の小児保健医療センターのみですが、重症心身障害児を受け入れる児童発達支援がありまして、看護師が配置されている事業所が新たに整備されていますので、そちらも利用の空きが現在はあります。放課後等デイサービスについては、市内に20カ所の事業所がありまして、利用者数はいっぱいになってきている状況です。今後、事業所から受入れの状況を聞きまして、把握に努めたいと思います。保育所等訪問支援については、民間の事業所で実施されるところもありますので、希望がありましたらサービスの提供は可能になると思います。障害児相談支援については、なかなか実施していただく事業所が増えていないという状況ですので、新規開設について調整していく必要があると考えています。

【会長】

全般的には、障害児や発達障害の子が増えているが、新しい事業所ができて何とかなるという感じですね。大人についても事業によってかなり差がありますが、重い人も軽い人も結構いっぱいになってきている。

11ページの日常生活用具給付等事業は、これはどういう風に見たらいいのですか。介護保険に移っているのか、もういらなくなったのか、目標数値も今までどおりの関係ですと設定していますが、どうも感じとしては今までどおり右肩上がりにはならないのではないかと各地で聞いているのですが、何かこういう数字がでてくる根拠とか特徴はありますか。

【事務局】

日常生活用具等の給付事業についてですが、介護保険のほうに貸与の事業がありますので、そちらと重複している用具については移行という形になっています。例えば、杖でも、1本杖は障害福祉のこちらの日常生活用具にしかないのですが、多点杖になりますと、介護保険の貸与事業で対応ができますので、移行となります。そういったことから横ばいの数字になっていると思われれます。

【会長】

介護保険に結構利用者も移っているということですね。そうすると、予算立てする時そんなにたくさん立てる必要がないということが、ある程度出てきそうですね。

よろしいでしょうか。これは到達点として見ていただくということで、その次のところの課題であります。第5期はまだ始まったばかりですので、来年の会議で到達点と課題を検討することになると思います。

(4) 今年度の取り組みについて

【事務局】

資料4に基づき説明（発達支援センター）

【会長】

先ほどの到達点の時に出了された新しいものですね。後者の自宅訪問支援は民間・公設関係なくということですね。もうすでに事業は実施されていますか。

【事務局】

福祉サービスの申請でありまして、まだ申請されたところはありません。

【会長】

良いサービスだと思いますので、広報してください。

【事務局】

資料4に基づき説明（障害福祉課）

【会長】

先ほどの現状の話から、具体化するために今3つ説明していただきました。これに関する質問や意見、さらにもっとこういうものが需要ではないかという要望も含めて、出していただければと思います。

【委員】

重心の生活介護施設整備事業ですが、開所日は平成32年4月となっていますが、利用定員は何人ですか。

【事務局】

草津市内に開所予定の新施設につきましては、定員45名という形で計画を進めています。

【委員】

生活介護の施設が新たにできるということで、全体的にこれでいけそうですか。湖南圏域ということで他の市からも利用者が来られますよね。

【事務局】

湖南4市で補助金交付している施設ですので、湖南4市以外からは来られないですが、湖南4市からは来られます。それとこの施設は重症心身障害者の施設であって、全ての障害者の方が来られる施設ではありません。重症心身障害者ではない障害者の生活介護事業所の不足は、これができたからといって解消するものではないので、先ほど課題に挙げさせていただいております。

【委員】

特定相談についての加算ですが、補助額の実績加算というのは、基本的には何件やったのかという実績でやるのですか。

【事務局】

新たに何件受託していただいたかで、1件あたりいくらという補助金です。

【委員】

新たにと言いますが、今やっているものを増やすと、国の単価が減るという状況で、制度の整合性はつきますか。

【事務局】

この4月の制度改正で月35件以上の相談等を行うと減算がかかるということもあり、

そのあたりも含めて事業所に協力をお願いしているところです。

【委員】

35件を超えているという意味。それを補うという意味ですか。

【事務局】

35件あたりまで件数を持っている事業所は、補助金をもらって新たにという協力はなかなか得られないと思っています。まだ件数に余裕がある事業所をお願いしたいと思っています。

【会長】

先ほども出ましたが、生活介護、あるいは就労継続B型の整備について、重症心身障害者の施設以外に手が挙がっているところはあるのですか。

【事務局】

生活介護事業所につきましては、現時点では今年度新たに整備したいという申請はあがってきていません。民間事業所の開所とは別に、共生型サービスということで、介護保険のデイサービス事業所が、障害福祉の共生型サービスの指定をとっていただければ、そこに生活介護として障害者の人に通所してもらうことが可能になります。高齢の介護保険の事業所にも、できれば障害福祉の共生型サービスの指定をとって受入れをお願いしたいと勧誘に回っているところであります。ただ、障害の生活介護と、高齢のデイサービスで、サービスの違い等が色々あるので、何ができるのかできないのか、また通所される人が若い人だと、皆さん高齢の中で雰囲気馴染めない等、そういった色々な課題もあるかもしれませんが、社会的資源の拡充というところで、確保していきたいと考えております。

【会長】

選択肢の1つになると思いますが、介護保険の事業所が障害福祉サービスを共生型でやる場合は、どうしても混合になるというところと、低所得者原則無料というのはありますが、介護保険のデイサービスの職員がやるということですね。それについては、生活介護事業所の整備を進めるのと併せて、市単独で色んな補助ができるのではないかと思いますので、是非検討してほしい。たぶん介護保険の事業所がやる場合に、障害者のことがわからなくてもできるとなるので、職員は、当然研修をなさいとなっていますが、研修費は一銭も出ていません。また、障害福祉サービスの生活介護をやっている事業所との連携をどうしていくのか、そういうことを含めて色んな単独の補助をやっていかないとそんな簡単にいかない。そうしないと利用者もなかなか難しいと思っている。あと、65歳以上でいうと、障害福祉サービスの事業所が介護保険サービスをやる、共生型でやるという話は出ていないのですか。

【事務局】

事業所でも色々考え方がありまして、障害福祉サービスでいっぱいの方の状況のなか、65

歳になったあとも高齢の方を引き続き受けてしまうと、卒業生で来られる方がおられるのに、定員がいっぱいになってしまう。一方で、ずっと通所されてきた人なので、人情とかもあって引き続き通い慣れた場所にてほしいという思いもあって、事業所でも考えておられるところです。

【会長】

一体的運営、共生型になっていますから、共生型が本人の希望に馴染むのかどうか。もう1つは、障害福祉サービスの事業所が介護保険の共生型サービスをする場合、障害福祉の職員にとって、高齢者を拒むことはできないのですが、専門性が偏ってしまう。そういったことをどう補うのかという課題、具体的なところは先ほど出ましたが、生活介護が全体的に足りない、B型も足りなくなるだろう。人材確保も含めて、新しい事業をどのようにするのかというのは、事業所だけではなかなか大変だと思いますので、是非市の方もお願いをするだけではなくて、市はこれを提供するというのを事業者と相談しながらやっていただきたいと思います。

【委員】

(4)の今年度の取り組みというところでお話をされていると思いますが、もちろん、発達障害の方のこと、65歳以上からの介護保険の方々の居場所づくりのために必要な施設、そういったことは広域でやっていただくなり色々な形でいいわけですが、先ほど質問をさせていただいた、特に災害時の施策などについて、きめ細かな今後の障害者福祉施策を考えていただくのも、我々から発言すべきではないでしょうか。なぜこんな細かいことを言うかということ、本日のこの審議会は障害者施策の推進のための審議会というように題が打ってあります。障害者施策を推進するための原課に対する助言の場だと私は考えておりますので、敢えてこの発言をさせていただきます。今後こういったことについて、きめ細やかな取り組みをお願いしたいと思います。

【会長】

たぶんこの計画を策定した時は、あまり想定していなかったような特別警報が2件ございましたので、御指摘のあったところは現実的な課題となってきて、聞いたところによると、特別警報が出た地域で災害時要援護者で登録されている人の全員の安否を確認したのは1箇所しかなかったという話なんです。例えばそういった問題が現実的に出てくると思いますし、草津市でも特別警報が出る可能性もあると思いますので、その点は来年度のところでも実際に細かく点検ができるようお願いしたいと思います。

【委員】

今日資料で説明がありましたように、市内には5000人以上の障害者の方がお住まいです。その内、身体障害者だけでも3900人の方がおられます。実は今日、障害者雇用率についての新聞を見させていただきました。中央省庁や、滋賀県、滋賀県教育委員会、このような障害者雇用についてでたための数字を発表して、数多くの障害者の方々に対して、本当に恥ずかしいことではないでしょうか。障害者の立場の1人として、これは強く

訴えさせていただきます。県内の自治体も雇用率の達成できていないところはいくつかありますが、不適切な算定をされているのは、何度も言いますが、滋賀県と滋賀県教育委員会だけなんです。残りの19の市町村、自治体は目標達成率は少し達していないのはいくつかありますが、そういったことのない形のなかで取り組んでいただいております。こういった資料が本当に信用できるのか、今日の審議会の資料については信用させていただきますし、一部色んな意見は言わせていただきましたが、立派な資料であったと思います。しかし、国県において、このような形で障害者雇用を阻止していたということについては障害者の立場の人間として本当に憤慨をしておりますし、大いに反省していただいて、今後は、それだけでなく働く場の困難な障害者が、皆さんとともに、ここにも美しい言葉が使っておりますように、「共に生きる社会」を作っていただくためには、そういったことをまず官公庁が率先して是正して、優先的に就職を斡旋していただくのが本来だと思います。そういったことが悲しくも、今日の審議会の直前に新聞紙面を通じて知りましたので、この場をお借りして、当事者の立場から、今後は肝に銘じてそういったことについて是正をしてほしいというお願いだけしておきます。

【会長】

ありがとうございます。私から一言付け加えさせていただくと、法定雇用率を水増ししていないというだけではなくて、障害者を雇用しても、本人の同意を得て障害ということの数値に勘定していないのではないかと。同意を得ていないということはどういった配慮が必要ですかということを知っていないということですよ。公的な機関は合理的配慮の不提供は差別に当たるという法律になったが、それが全然繋がっていないのではないかと。数字だけではなくて、それぞれの人が安心して働けるような合理的配慮がされているかどうか是非この際に問題にさせていただきたいと思います。水増ししないから良いのではなくて、どのような配慮が必要か本人と協議して、過度な負担にならない限りはやらないといけなわけですので、是非やっていただきたいと思います。

3 その他

【事務局】

それでは次第の3になりますが、「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格案について」ということで、現在、滋賀県では共生社会づくりを目指すための条例制定を進められております。県条例ではございますが、市の施策にも影響のある内容でございますことから、本日は条例骨格案について説明をいただき、審議会委員の皆様からも意見をいただきたいと思います。それでは、滋賀県障害福祉課共生推進係の清水係長から説明をお願いします。

【滋賀県】

資料5、資料6に基づき説明

【会長】

何か意見があればどうぞ。

【委員】

資料5に「地域アドボケーター」というのが書かれていますが、昔、県の相談員をさせてもらったことがあります。それを市町村に振り分けられた。先ほど、民生委員さんからも意見があったように、身近な方や関わりがあった方でないとなかなか玄関どころか心も開けてくださらないというのがわかっていながら、今またこの条例で振り向かれるというのは良いことだと思います。でも、数年前から相談員の予算を県から市に振られたということも十分考えていただきたい。それから、条例のタウンミーティングの案内をいただいたのですが、この時期（9月）というのは、滋賀県内の地域の実情を調べてやられているのですか。県の都合でやっておられるのではないですか。はっきり言いますと、地域行事ですとか農繁期で忙しいとか色んなものが集中している時に、こんな良いことをされてもなかなか行けないですよ。この頃、地域の役員の成り手が少ないので、1人が何役もやっているのが実情です。そういった時期に催しをされる場合は、よく考えていただきたいと思います。

【委員】

資料5の左下の表に出ている「合理的配慮の提供について、条例で新たに民間事業者に義務化する」ということは非常に積極的で良いと思うのですが、ただ、それを実際に義務化するとすると、民間の事業者が過度な負担にならないような、行政の補助を具体的にしないと、これだけではあまり意味がないのではないかと思います。例えば、携帯用、持ち運びのできるスロープとか、改築をするためにいくらか補助するとか、こういうことを併せてやっていかないと、合理的配慮の提供はお金がかかりますので、民間事業者の義務とする場合の、行政のスタンス、行政が最終的に責任を持つというスタンスからすると、そこを併せてやっていただかないと市町村は困ると思います。そこを注文つけておきます。

【委員】

昨年の老上学区の市長とまちづくりトークの時に話をさせてもらいましたが、何か災害が起こった時に避難所に必ず障害者のための部屋を設けてほしい。それは検討されていますか。

【会長】

災害時の広域避難所ということですね。これは別になりますが、先ほどの福祉計画の関係も含めて、要望として、避難所にも障害者あるいは災害時要援護者用の空間を事前に用意してほしいということです。

【事務局】

どうしても広域避難所は体育館等になりますので、本番になったら段ボール等で壁を作って、エリア分けまでは可能かと思えますけれど、なかなか個別の部屋を設けるとすると、その部屋があるのか、教室が空いていればという話になると思います。

【委員】

教室でもいいから、空くような指導をしてほしい。

【会長】

県の方には日程を決める時には事前に地域に相談してほしいという要望がありましたので、お願いしたいと思います。ほかになれば、その他の議題についてこれで終わりたいと思います。

4 閉会

【事務局】

予定しておりました議事はすべて御審議を賜りました。本日は色々貴重な意見をいただきありがとうございました。来年度の新計画の進捗管理に、本日意見をいただきました方法等を検討させていただきたいと思います。本日は長時間にわたり、貴重な審議をありがとうございました。まだまだ夏は暑いですが、委員の皆様には健康に御留意していただき、御活躍のほうをお願いしたいと思います。

以上で本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。